個別の論稿に関する著作権その他の権利は、当該論稿の著作者に帰属しています。無断転載等、上記権利を侵害する行為や侵害のおそれのある行為は、法律により禁止されています。

「グローバル社会における正義」

内容

〔講師紹介〕 1

〔講演〕 1

◎　はじめに 1

１　グローバルな正義 3

２　地球の統治と国家 15

３　「正しい植民地」 26

４　領有権という問題 32

〔質疑〕 36

〔講師紹介〕

●司会

本日は、「グローバル社会における正義」というテーマで、東京大学大学院法学政治学研究科教授の瀧川裕英先生を講師にお迎えして、ご講演いただくことになっています。

先生は、1993年３月に東京大学法学部をご卒業された後、同年４月に同大学大学院法学政治学研究科の助手になられ、その後、大阪市立大学法学部や立教大学法学部の教授を経られまして、2020年４月から現職の東京大学大学院法学政治学研究科教授に就かれておられます。本日のテーマに関連する御著書も多数ございます。先生、どうぞよろしくお願いいたします。

〔講演〕

よろしくお願いします。法哲学を研究していて、グローバル化がつきつける問題にも強い関心を持って研究してまいりました。本日はこのような機会を与えていただき、ありがとうございます。

◎　はじめに

（スライド１、２）

まずは、「グローバル社会における正義」というタイトルです。このタイトルで、何が主題となるかを確認していきましょう。この講演の前に、皆様から御質問等をいただいています。そこで気づいたのは、「グローバル社会における正義」には、二つの意味があるということです。それは、「グローバル社会」ということが二つの意味があることに基づいています。

「グローバル(global)」、その名詞の「グローブ(globe)」とは、「地球」です。では、「グローバル社会」＝「地球の社会」の二つの意味とは何でしょうか。一つ目の意味は、「地球という社会」です。グローバル社会、英語でいえばglobal society です。地球全体を一つの社会として捉えることができるようになったということ、つまり、今や人や物や情報の移動が国境を越えて非常にスピーディーに行われるようになり、その結果として、個別のローカルの社会だけでは

なくて、地球全体を一つの社会として捉えられるようになったということ。これが「グローバル社会」の一つ目の意味です。

もう一つの意味は、「地球化された社会」です。英語でいえば、globalized society でしょうか。現在、地球化、つまりグローバリゼーションが進行しています。グローバリゼーションが進んでいて、それによって、地域社会や国内社会といったローカルな社会が影響を受けている。このように、ローカルの社会のあり方の変化にフォーカスを当てた概念として「グローバル社会」を捉えることもできます。

いただいた質問の中に、例えば、グローバル化が進む中で日本はどうなるか、どうすべきかといった質問がありました。これは、地球を一つの社会として捉える第一の意味というよりは、むしろ、地球化(グローバリゼーション)が進んでいくことによって変化している日本社会における正義という第二の意味に関わるものです。

（スライド３）

この二つは違う。違うので、「グローバル社会における正義」という、この講演のタイトルについても、二つの異なる意味があります。

一方で、「グローバル・ジャスティス」、「グローバルな正義」、「地球の正義」といわれる問題群を、「グローバルな社会における正義」というタイトルは表しています。地球は今や一つの社会になった。地球という一つの社会の中には、様々な課題が生じています。ＳＤＧｓが示すような貧困･格差といった諸課題、それ以外にも戦争・移民・気候変動などの諸課題があります。これらは、一つの国家では対処できず、グローバルな範囲、つまり地球全体に及ぶ。それらをどのように解決すべきか。この意味での地球の正義を、「グローバル社会における正義」というタイトルは意味しています。

他方で、グローバル社会の二つ目の意味、つまりグローバル化が進んでいくことで要求される「国内の正義」として理解することができます。グローバリゼーションによって影響を受けた国内の社会の変化に即して、国内の社会における正義も変容するのか。例えば、多様な人々が外から入ってくるとき、どの

程度の多様性を承認して国内社会を変えていくべきか。難民の認定について、どの程度の厳格さで行い、それに伴う社会保障の制度設計をどうすべきか。これが「グローバル社会における正義」の第二の意味です。地球の正義か国内の正義かで、この二つは違います。

本日の講演で私は何をしようとしているか。この二つの正義は違うけれども、基本的にはつながっているものだということをお話ししたいと考えています。つまり、地球の正義、地球というものを一つとして捉えた場合の正義と、地球化が進んでいくときの国内の正義の問題というのは通底していてつながっている。ではどのようにつながっていくのか、ということをお話ししたいと考えています。

（スライド４）

全体の構成は四つのパートに分かれています。まず、「１　グローバルな正義」では、グローバルな正義に関する総論をお話しします。グローバルな正義について、現在、法哲学者・政治哲学者はどのような議論をしているのかということをお話しします。それを受けて、「２　地球の統治と正義」では、グローバルな正義を達成するために地球は一体どのような統治構造を持てばよいのかという話をします。「３　『正しい植民地』」では、そうした理論が含意しうる難問として植民地の問題の話をします。「４　領有権という問題」では、その問題とも関連するのですが、領有権、つまり国家がその領域に対して持つ権利というものを考えることを通じて、グローバルな正義とローカル、国内の正義との関係について考えたいと思います。１が総論で、２、３、４が各論、こういう構造でお話をしていきたいと思っています。

１　グローバルな正義

（スライド５、６）

まずは、ベーシックな知識から確認していきたいと思います。まず、世界の子どもの状況について、ユニセフが報告書を出しています。一番上に掲げている「Levels and trends in child mortality 2020」というものですね。

この間、世界の貧困問題と格差問題が大きく改善したことは間違いありません。例えば、ユニセフの出している資料によると、５歳未満の子どもの死者数が、一番最近の数字で 520 万人です。520 万人なので１日１万人以上の子どもが亡くなっていっていることになります。多くの子どもが亡くなっていっていますが、こうした統計の最初の年になる約 30 年前の 1990 年と比べると 60%減少しています。その当時、年間 1270 万人の子どもが亡くなっていました。人口も当時の方が今よりも少ないので、かなり死亡率は高かったのですが、それが大きく改善はしています。

しかし、改善はしているものの、520 万人という数は少ないものではない。しかも、この 520 万人の子どもの死亡のうち、その大半が回避可能だと考えられています。この 520 万人の子どもの死亡は、その多くが途上国、後進国に集中しています。つまり、先進国と同様の衛生状態・医療体制があれば助かった子どもたちが亡くなっています。例えば下痢は日本だとそれほど致命的なものだとは考えられていませんが、後進国では致命的なものになりえます。このように、多くの子どもが回避可能な原因で亡くなっている現状があります。

（スライド７）

第２点目として、グローバルな貧困のトレンドをスライドで確認しておきましょう。このグローバルな貧困については、右下に世界銀行の名前が書いてあるのですが、世界銀行の統計がこの分野では一番定評があります。その統計資料から持ってきたのが、このグラフです。細かい数値はさておき、トレンドを確認しましょう。一番左下のところに数字が書いてあります。1990 年の段階では、世界でだいたい 20 億人の人が貧困状態にありました。

それがこの青い線がどんどん低下してきていて、2020 年まで低下しています。オレンジと青の切れ目のところが、現在ですね。グローバルな貧困はかなり改善してきています。改善した大きな理由は、貧困者が集中していた中国やインドの経済状況が改善したことです。では、このままグローバルな貧困はなくなっていくかというと、そうはいえなさそうだということが示されています。それがオレンジの将来予測です。これは 2030 年まで書いてあります。

関係者がショックを受けたのは、このオレンジの線を見ていただくとわかるように、貧困者の数がここへきて逆に上昇しています。順調に減らしてきていた貧困者の数が増えているのは、もちろんコロナの影響です。コロナの影響で経済が悪化した影響で、グローバルな貧困者の数はこれまでずっと右肩下がりに下がってきたにもかかわらず、それが上がりました。しかも、その数が今後もそれほど変わらないような状況で継続しそうだというのが、この将来予測です。

ちなみに、ここでいう貧困の定義としては、1990 年の段階では、1 日 1 ドルの所得を貧困ラインとしていました。その後、物価の上昇などにより変化して、一番最近の数字では 1 日 2.15 ドルが貧困ラインとされています。だから、だいたい 1 日 250 円とか 300 円の所得がない人のことを、貧困と定義してカウントしているということですね。この 1 日 250 円とか 300 円という数字は、購買力平価で換算した数字です。つまり、物価が安い国だから、250 円あればいろいろな物が買えるだろうという話ではなく、購買力平価、つまり、何が買えるかで換算しているので、仮に日本で 250 円だったらどんな生活なのか、そのような生活を送っている人たちが今どのぐらいいるのかということを示しているのが、このグラフになります。その人たちが今現在 6 億人程度いるということですね。このグローバルな貧困問題も改善はされているけれども、今後もまだ残り続けるということです。

（スライド８）

次は、グローバルな格差です。これはクレディスイスが出している資料です。一番上のところの濃い青い三角が象徴的ですが、その右側の数字を見ると、ちょっと小さくて見えないかもしれませんが、43.9％と書いてあります。これが示しているのは、世界の富の約 44％、つまり半分ぐらいをこの人たちが持っているということです。その人たちは、その上の数字が 0.9％となっているように、世界の人口のおよそ１％です。つまり、世界の成年人口の約１％が世界の富の約 50％を持っているということです。したがって、残りの 50％を残りの 99％の人でシェアしていることになります。このように、グローバルな格差は

非常に大きいです。格差を示す係数としてジニ係数というのが知られています。新聞等でも時々載っていると思います。ジニ係数は、だいたい 0.5 を超えると、社会的に許容できないといわれていますが、グローバルなジニ係数というのは 0.9 を超えています。一人の人が世界の富を全て持っている完全に不平等な状態ではジニ係数は１で、全ての人が同じ富を持つ完全に平等な状態ではジニ係数は０なのですが、現在のグローバルな格差は、１に非常に近い状況にあります。これが世界の格差の現状です。

（スライド９）

次は、ＳＤＧｓです。これは皆さんがどこかでご覧になったことがある表かと思います。ＳＤＧｓはさまざまなゴールを掲げていますが、1 として最初に掲げているのが No Poverty です。つまり、貧困をゼロにするという目標を掲げています。これが第１目標だということで、世界はそれに向かって邁進している。けれども、今申し上げたように、まだまだまだ課題がある。これが現状です。

（スライド１０、１１）

ここまでが現状の認識です。こうした現状を受けて、グローバルな貧困・格差にいかに対処すべきかについて、理論家の間では、二つの立場が対立してきました。「正義の射程」と呼ばれる問題です。正義というのは一体どこまで及ぶのか、正義の価値というのはどこまでを射程に持つのか。このクエスチョンに対して、二つの立場があります。

一つ目の立場が国家主義(statism)です。この立場では、正義の射程というのは、一つの国内に限定されます。政府、あるいは国民は、同じ国民に対しては正義の義務を負う。例えば正義に適った分配をする義務を負う。そのため、公平な分配を国内においては行う必要がある。しかし、その射程はあくまで国内限定であって、国外の人々に対して正義の義務を負うことはない。国外の人々に対して人道上の義務はあるかもしれないけれども、正義の義務の射程は国内にとどまる。このように論じるのが、「国家主義」と呼ばれる立場で、有力に主張されています。

二つ目の立場、一つ目の立場に対抗する立場が、globalism です。ここでは「地球主義」と呼んでおきましょう。地球主義は、正義の射程というのは、地球全体に及ぶという立場です。つまり、地球上の全ての人に対して正義の義務を負うということです。単に同じ国の人に対してだけ正義の義務を負うのではなく、地球上の全ての人に対して正義の義務を負う。これが地球主義です。

このように、正義の射程について、国家限定なのか、地球全体に及ぶのか、対立しています。では、この二つの立場は具体的にどのような対立につながるでしょうか。例えば、先ほどのグローバルな貧困という問題に対して、それぞれどう答えるのか。二つの立場の違いを確認してみましょう。

ここで、どの貧困者を支援する義務を負うのか。こういうクエスチョンを立ててみましょう。世界中に存在する貧困者のうち、どの貧困者を支援すべきなのか。

この問いについて国家主義はどう考えるか。支援義務の対象は基本的に、貧しい同胞、同じ国民の中で貧しい人たちに限定されるというのが、国家主義の考え方です。仮に「貧しい同胞」を支援する義務と、「貧しい非同胞」、つまり、国外の同じ国民ではない貧しい人たちを支援する義務があるとしても、その種類や程度は違っているということです。前者の貧困者を支援する義務は、正義に関わり、厳格な、あるいは強制可能な義務である。けれども、国外の貧困者を支援する義務は、せいぜい恩恵的なものにすぎない、あるいは国内の義務に対して弱いものにすぎない。貧しい非同胞に対しては、かなり種類の違う義務を負っているにすぎない。これが国家主義の考え方です。

これに対して、それを批判する地球主義の立場からすると、いや、そうではない、地球上の全ての貧困者を平等に支援する義務を負う。こう主張します。

このように、国家主義と地球主義というのは、その正義の射程がどこまで及ぶのか、という点をめぐって対立をしています。それでは、この二つの立場のうち、どちらが正しいのかということが、次のクエスチョンです。それを検討するために、国家主義の論理的な構造、国家主義の議論がどうようなロジックに基づいているのかということを確認しておきたいと思います。

（スライド１２）

まず、Ｓ１（statism １）は、正義の義務というのは、特定の関係においてのみ生じると主張します。このテーゼが、国家主義の一つの前提です。正義の義務は、特定の関係の中だけで生じるのであり、関係を超えては生じないとします。これは、私の専門分野では、「関係主義」と呼ばれる考え方です。

二つ目のテーゼが、Ｓ２と書いてあるところですが、Ｓ１における特定の関係、つまり正義の義務を生じさせるような関係というのは、国家の内部には存在するけれども、地球規模では存在しない、こういう主張です。これは経験的な主張です。Ｓ１がいわば理論的な主張、正義の義務は特定の関係でだけで生じる、という理論的な主張だとすると、そういう正義の義務を生じさせるような特定の関係は、国内には存在しているけれど、地球規模では存在してないという、経験的な主張がこのＳ２です。

この二つの主張、テーゼというものを合わせると、国家主義の主張が出てくる。つまり、国家の義務は国家の内部においてのみ生じることになります。正義の義務というのは国内限定だという国家主義の主張を支えているのは、このＳ１とＳ２という二つの主張です。この二つのテーゼが国家主義のロジックを支えている。

国家主義の正しさ、論理的な健全性を検討するためには、この二つのテーゼ、Ｓ１とＳ２を検討する必要があります。まずはＳ１（関係主義）から確認していきましょう。

（スライド１３）

関係主義は、この正義の義務は特定の関係だけで生じる、つまり、関係の外部の人に対しては正義の義務は負わないという考え方です。ここで「関係」というのは、例えば同じ人類の一員というような抽象的な関係を意味しているわけではありません。同じように快苦を感じる存在であるというような、抽象的な関係ではありません。そうではなくて、特定の実践、ソーシャル・プラクティスによって裏打ちされた、そういう関係のことを、関係主義は主張しています。しかも、そこでいう実践に基づく関係というのは、もう既に存在している、

実践に規定された関係に限定されるといいます。なぜそういう限定をつけるのかは、一種の背理法で説明できます。仮に、将来存在する可能性も含めて「関係」と呼ぶとすると、どんな人との間でも、将来、その人と何か実践を行う、例えば交渉を行うとか、交換を行うとか、実践的な関係に入ることはありうるので、およそ全ての人と関係があることになってしまい、関係という言葉が宙に浮いてしまいます。そのため、関係主義が有意味に成り立つためには、現に既にそういう関係が成り立っている。しかも、その関係が単に同じように理性を共有しているとか、快苦の感覚を持つとか、同じ人類の一員だとか、そういう関係ではなくて、社会実践に支えられた関係だということが、必要になってくるというわけです。

（スライド１４）

では、そのような「関係」とはどのようなものか。正義の義務を生じさせるような特定の関係とは何かということについて、二つの候補が関係主義によって提示されてきました。

一つ目の考え方は、社会的な協働関係こそが正義の義務を生じさせるとします。社会的な協働関係ということで示唆されているのは、次のようなことです。協働関係は、単独で行動するよりも多くの様々な利益を生み出します。そのため、協働関係によって生じた利益については、協働した人たちの間で公正に分配する義務が生じてくる。他方で、社会的な協働関係がないところである人が利益を得たとしても、社会的な協働関係によってその利益が生じていないのだから、協力していない人に対して利益を分配する必要はないはずだ。こういう発想に基づいているのが、社会的協働関係こそが正義の義務を生じさせるという考え方です。

もう一つの考え方は、正義の義務を生じさせる特定の関係というのは協働関係ではない、むしろ、ある人が別の人に対して強制を行う、こういう関係こそが正義の義務を生じさせるのだとします。これが「強制説」と呼ばれる考え方です。強制する者は、強制の対象者に対して、強制を正当化する義務を負う。そのようなものとして、正義の義務を負っている。もし正当化ができなければ、

一定の補償を行うとか、あるいは一定のサンクションに服するとか、こういう正義の義務を負う。だから、逆にいえば、強制関係がない人に対して正当化をする必要はないので、強制関係のない人に対して、正義の義務を負うことはありえない。強制説はこのように主張します。

このように、なぜ正義の義務が生じるかという論点については、人と人が協力するからだと答えるか、あるいは人が人に対して強制するからだと答えるかで、立場が分かれます。ただ、いずれにしても、そうした社会実践に支えられた現実に存在する関係がある場合に初めて、正義の義務があるというのが、関係主義の主張です。

（スライド１５）

先ほど確認したように、国家主義というのは、今申し上げていたような関係主義（Ｓ１）と、そうした関係主義が提示する社会的協働関係あるいは強制関係が存在するのはあくまで国家内部だけだという主張（Ｓ２）から、国外の人との関係では、協働関係もなければ、強制関係もないので、その人に対して正義の義務を負うことはないという主張（Ｓ３）をします。こうした国家主義のロジックからすれば、Ｓ１かＳ２のいずれかを否定できれば、Ｓ３という国家主義が否定できることになります。そのため、国家主義を批判する側、つまり、地球主義の側は、二つの方法で国家主義を批判することが可能です。

一つの方法は、関係主義（Ｓ１）を否定するというやり方です。つまり、正義の義務というのは特定の関係がなくても生じる、と主張するということです。もう一つの方法は、地球関係が存在しないこと（Ｓ２）を否定するというやり方です。つまり、関係主義（Ｓ１）という理論的な根拠ではなくて、Ｓ２という経験的な主張をターゲットにして、それを批判するということです。正義の義務を生じさせるような特定の関係は、地球規模でも存在するといいます。

（スライド１６）

ここではまず、後者の方から見ていきましょう。地球主義の側、つまり、国家主義を批判する側は、正義の義務を生じさせるような特定の関係というのは、地球規模で存在しているとします。では、どのような関係が地球規模で存在す

るのか、どのような協働関係や強制関係が地球規模で存在するのか。ここでは三つ挙げておきたいと思います。１が過去の問題、２ａ、２ｂが現在の問題です。

（スライド１７）

一つ目は、過去に焦点を当てます。過去の実践が現在にもたらす影響を取り上げて、正義の義務を生じさせるような関係が過去に存在し、それが現在にも影響を及ぼしている、という主張をします。要するに、植民地支配の問題です。

二つの地図を持ってきました。左側が旧植民地の国々、1945年段階で植民地支配されていた国々を色付けたものです。右側のグラフが現在の貧困国で、黒いところほど貧困人口の割合が多い国です。これを見ていただくと、完全な対応関係ではないですが、ざっと見ると一目瞭然で、現在の貧困国の多くはかつて植民地支配をされていた国であったということです。

植民地支配によって様々な資源、天然資源や人的な資源が収奪された。それが現在なお大きな負の影響を与えている。こうした過去における不正、強制関係があったのだから、現在の先進国は途上国に対して支援する正義の義務を負う。こう主張するのが、過去の関係に着目した国家主義の批判です。

（スライド１８）

それだけではなく、正義の義務を生じさせるような関係は、現在なお存在している、過去の植民地支配にとどまらず、現在も存在しているというのが、二つ目の批判です。では、現在のどのような関係が正義の義務を生じさせるのか。その答えは二つあります。一つは社会的な協働関係、もう一つは強制関係です。正義の義務を生じさせるような関係が、現在もあると主張します。

一つ目の現在の関係が協働関係です。グローバルな経済関係が、紛うことなき現実として存在しているといいます。例えば、私たちが飲むコーヒーを考えてみれば、豆をブラジルとかベトナムとかで生産して、それをグローバル企業が輸入して、グローバルな企業が消費者に売るわけですね。こういうグローバルな経済関係というのは、既に存在している。それは国内の経済関係と同じように存在している。それによってグローバル社会というのは大きな利益を得て

いる。そうすると、こういうグローバルな次元で、国内だけではなくて地球規模でも、社会的な協働関係があり、それによって利益が生まれているのだから、それを公正に分配する義務を負うべきだ。こう主張するのが、この協働関係に立脚した地球主義の主張、国家主義への批判です。

もう一つの現在の関係が強制関係です。では、どのような強制関係が現在あるのか。一つは、グローバルな経済関係、国際貿易体制の根底にある不公正さです。グローバルな経済関係は、非常に不公正な形で作られている。先進国と途上国との間の実際の力関係には大きな格差があり、先進国は、自国に有利な経済的なルールを途上国に押し付けている、と主張します。先進国は、途上国に市場を開放すべきだと強く要求し、途上国の市場を開放して、その先進国の商品を輸出している。他方で、途上国は、先端的な工業製品では先進国には勝てないので、多くの場合、農産物が主要な輸出品になるのですが、途上国が農産物を先進国に輸出しようとしても、先進国の側は自国内の農家を保護するために莫大な補助金を出している。先進国の国内向けの補助金によって、途上国は先進国の農家と公正な競争を行いえないような状況になっている。こうした一種の強制関係が現に存在しているというわけです。こうした強制関係において、途上国は実際に非常に大きな損失を被っていると試算されています。

もう一つの強制関係が、途上国の政治腐敗に対する先進国の関与です。途上国の貧困の原因の一つは、途上国の政治腐敗です。政治が腐敗しているので、貧困に対処するシステムが機能せず、貧困が残り続けてしまう。では、途上国の政治腐敗がなぜ生じているかというと、それに加担している先進国のせいだというわけです。つまり、途上国が持つ天然資源を得たいがために、先進国は、途上国の腐敗した政府に対して様々な支援を行っている。また、途上国の腐敗した政府に対して、多額のお金を貸し付けている。その結果として例えば、軍事政権に対して貸し付けられた借款を民主化した後にも返済し続けなければならない。こうしたことが、途上国の貧困の原因になっていると主張します。

こうした先進国と途上国の間の不公正な関係、一種の強制関係というものが現在も存在している。このことが先進国の正義の義務の根拠になっていると主

張します。これが、先ほどの国家主義の二つ目のテーゼ、経験的な主張に対する地球主義の側からの反論です。

（スライド１９）

次に、国家主義に対するもう一つの批判、つまり関係主義に対する批判を見てみましょう。関係主義に対する批判は、「非関係主義」に基づいています。非関係主義とは、簡単にいうと、正義の義務は特定の関係がなくても生じるという主張です。そのようなことがどうしてありうるのか。協働関係もない、強制関係もないのに、なぜ正義の義務を負うのか。

こうした疑問に対して非関係主義がどうような主張をするかというと、社会実践に基づく関係が現に存在していない者に対しても正義の義務は生じるといいます。なぜかというと、社会的な実践に基づく関係、つまり協働関係や強制関係がないとしても、人は人権を持っている。人権というのは、人が人である限り持つ権利である。特定の関係があるか否かにかかわらず、人は人権を持つはずだ。だから、人権という構想を認める限り、その人権を持つ者に対する義務というものを、その人と社会的な協働関係がないとしても、あるいはその人に対して強制を行っていないとしても、負うはずだ。正義の義務というのは、関係があるところにだけ生じるわけではなくて、特定の関係がなくても生じることがある。こう主張します。

（スライド２０）

では、非関係主義の主張を支えているのはどのような発想か。それは、「道徳的コスモポリタニズム」だといわれています。コスモポリタニズムという言葉は、コスモスつまり宇宙と、ポリスつまり国家からできあがっています。つまり、宇宙が国家である、地球とか宇宙というものを一つの国家として捉えるという考え方が、コスモポリタニズムです。そのコスモポリタニズムに「道徳的」と付いているので、道徳世界は一つである、これが道徳的なコスモポリタニズムの発想です。

その発想がどのような主張を内包しているかというと、二つぐらいに区別することができます。一つは個人主義です。道徳的な関心の究極的な単位という

のは国家や共同体ではない。道徳が関心を持つのは、国家や共同体ではなく個人である。個人こそが道徳的に配慮すべき、あるいは道徳的な権利を持つ主体である。このように考えるのが個人主義です。この個人主義が、道徳的なコスモポリタニズムの一つの主張になっています。しかも、その個人は平等に扱われるべきだという普遍性が、道徳的なコスモポリタニズムの二つ目の主張になっています。つまり、全ての人が平等に道徳的な関心の究極的な単位である、そこにおいて差別は許されないということです。一つの宇宙という国家の主権者はそれぞれの市民なので、その人たちを同じように待遇する義務を負う。こう考えます。

こうした道徳的なコスモポリタニズムが先ほどの非関係主義の発想を支えていて、それが現在の人権思想につながっている。そのため、道徳的なコスモポリタニズム、つまり、個人主義、平等主義、普遍性というものが重要だと考える限り、国家主義は採用できない、ということになります。

（スライド２１）

まとめましょう。国家主義の論理構造はこうなっていました。Ｓ１の関係主義とＳ２の経験的な主張によって、国家主義は正当化される。これに対して、Ｓ２もＳ１もどちらも擁護できないと、地球主義は主張しています。

（スライド２２）

ここで、次に考えたいことの導入として、二つのコスモポリタニズムという話を少ししておきたいと思います。「コスモポリタニズム」という言葉はお聞きになったこともあったかもしれません。「世界市民主義」と訳されたりする言葉です。

それについて、先ほどは「道徳的」という形容詞を付けて、万人が平等に道徳的関心の究極的な単位になる、これが道徳的なコスモポリタニズムだという話をしました。地球主義の主張を支えているのが、道徳的なコスモポリタニズムでした。

これとは異なるもう一つのコスモポリタニズムがあります。それは、政治的なコスモポリタニズムです。政治的なコスモポリタニズムは、主権国家を超越

した世界政府が要請されると主張します。単に「コスモポリタニズム」という場合には、もしかしたらこちらの方が意味されているかもしれません。

この二つのコスモポリタニズムの関係はどうなっているか、というのが次のクエスチョンです。もう少し正確にいうと、道徳的なコスモポリタニズム、つまり個人主義、個人の人権が重要だという考え方は、政治的なコスモポリタニズム、つまり世界政府ということを含意するのだろうか。人権理論は世界政府を要請するのか。この問題が次に考えたいクエスチョンです。

２　地球の統治と国家

（スライド２３）

次の大きなテーマは、地球の統治と国家に関わります。クエスチョンとしては、人権理論は世界政府を要請するのか、ということです。

（スライド２４）

大きな視点から地球の統治を考えてみましょう。地球の統治のためには、一体どのような政治体制がベストなのか。道徳的なコスモポリタニズムというのは、どのような統治構造を要請するのか。それは世界政府なのか。

この問いに答えるために、ここで簡単に検討したいのが、カントの議論です。イマヌエル・カントは今から200年以上前のドイツの思想家ですが、現在の法哲学、政治哲学において、未だに恐らく最も影響力を持っています。特にグローバルな問題について論じるときに、注目されているのがカントの議論です。

カントの『人倫の形而上学』はかなり晩年の作品です。その前に書かれた『純粋理性批判』や『実践理性批判』がカントの主著だといわれていました。ですが、法学あるいは政治学の分野では、『人倫の形而上学』という最晩年の著作こそが主著であると考えられています。

この『人倫の形而上学』で、カントは、人倫、倫理を法の問題と徳の問題に分けています。ここでお話しをするのは、二つに分けられたうちの法分野の方についてです。人間の生き方、倫理、徳の問題ではなく、法は何をすべきなのか、法はどうあるべきなのかの問題について話をしていきたいと思います。

カントの議論は、一種の公理系をなしています。一つの公理を前提とした上で、そこから様々な定義等を導いていくという構造になっています。

（スライド２５）

では、その「公理」とは何か、最初の前提が何かというと、カントが法の公理と権利の公理と呼ぶものがそれにあたります。ここで「自由」というものをどう理解しているかというと、「他者を強制する選択意思からの独立」としています。つまり、他者の意思から独立していること、これを自由とします。そこにはいろいろな中身があるのですが、引用文の最後のところをみると、唯一の根源的な権利だと主張します。つまり、自由こそが根源的な権利だというのがカントの発想です。その間に、「それが他の全ての人の自由と普遍的法則に従って両立できる限りで」と書いてあります。つまり、ある人の自由が他の人の自由と両立できる限りで、その自由に対する権利を人は持っているとしています。これが公理、最初に前提に置かれる。法というものを考えるときには、常に前提に置かれるべきものである。このようにカントは言いました。

ちなみに、引用文の後ろに書いてある「(Ⅵ. 237)」というのは、カントの議論はいろいろなバリエーションのテキストがあるのですが、一応定評のあるものでアカデミー版というものがあって、そのアカデミー版の６巻の 237 ページに書いてあるよということです。どんな翻訳書、ドイツ語の本でも英語の本でもこの番号が書いてあって、誰でも参照するときに便利なようになっています。どの本でもそこを見ていただくと、この法の公理というものが書いてあります。

法の公理とは、簡単にいうと、人は自由の権利というものを持っているということです。全てはそこから出発します。自由への権利というのをみんなが持っている、それを尊重する義務を人間は負っている。こういうことから議論が出発するわけです。

（スライド２６）

そこから出発した上で、他にどのような前提をカントは追加するかというと、根源的土地共同体という話をします。これは何かというと、人類というのは地球という球体に閉じ込められている、根源的に一つの土地共同体に属している

ということです。カントは、地球が球の形をしているということに着目します。もし地球が平面で無限にスペースがあれば、人は人と関わり合わずに分散して生活することもできた。しかし、地球は、globe であり球である。そのため、移動していくと、どこかで他の人に出会ってしまう。その意味で、一つの有限の土地の共同体に属していると主張します。このように一つの有限な土地共同体に属しているので、先ほどいったように、人は自由への権利を持っているのですが、その自由を行使すると、他の人の自由を侵害する可能性が常に存在する。人間はこのような状況に生まれ落ちてしまった。人間は相互に自由を侵害しかねないような状況に生まれ落ちてしまった。それはなぜかというと、地球が球だからだというわけです。

（スライド２７）

このような状況で、一体どうすればよいのか。そこでカントが提示するのが、「法的な状態」というアイデアです。この法的な状態が何であるかを見るために、それが何と違うかということからまず確認しておきましょう。法的状態は、自然状態と対比されたものです。

カントに限らず近代を作った思想家、例えばホッブズとかロックとか、ルソーとかもそうですが、現在の国家の状態を自然状態と対比して議論するということをよくしていました。自然状態というのは法的でない状態です。ホッブズの議論では、「万人の万人に対する闘争」状態が自然状態です。

カントによると、自然状態というのは法的でない状態だということです。それは何かというと、「配分的正義を欠く状態」だとカントは書いています。（スライドの）括弧書きはすべてカントからの引用です。

では、配分的正義とは何か。カントによれば、配分的正義というのは、何かを配分するときの正義という意味ではなくて、裁判官がもたらす正義のことです。要するに、自然状態が法的でないということが何を意味するかというと、裁判官がいないということです。つまり、今日参加していただいている皆さんがいない状態が自然状態です。

自然状態においては裁判官がいない。つまり、公正で中立的な紛争解決者が

いない。その結果どうなるかというと、「暴力行為と、権力による外的立法がない限り互いに攻撃しあう悪意が、人間の格率である」ということになります。いわばお互い攻撃しあう、ホッブズ的な自然状態になる、戦争状態なのだとカントは考えました。

では逆に、裁判官がもたらす、自然状態と対比される状態を、カントは「法的な状態」と呼びましたが、それは何か。それは、「だれもが自分の権利にあずかることを唯一可能にする諸条件を含む人間相互の関係」です。つまり、もともと人がみんな持っていた自由への権利というものが両立するような、そこにおいてはその自由への権利を全ての人が享受できるような、こういう状態のことを法的な状態と呼んで、それを自然状態と対比していました。

（スライド２８）

カントは、そういう法的状態というアイデアを導入した上で、先ほどの法の公理から導かれる「公準」というものを提示しています。それは、「他のすべての人々と互いに隣り合う関係が避けられないのだから」、つまり先ほどの根源的土地共同体という話ですね、「だから、自然状態から出て法的状態へ」と、つまり、「配分的正義の状態へと移行すべき」だと主張します。つまり、自然状態というのは、人々の自由が保障されない。お互いに暴力的な関係になってしまうような状態なので、そのような状態を抜け出て法的な状態、つまり、全ての人の権利が保障されるような状態へと移行するべきだというわけです。ここで展開されているロジックは、法の公理（自由への権利）を持つということと、地球が球体であってお互いに隣り合う関係は避けられないということ、この二つから法的な状態に移行する義務が導かれるということです。

（スライド２９）

しかも、この法的な状態へ移行する義務というのは、個人の権利ではない、義務だと主張します。なぜかというと、人は他人の権利を尊重する義務を負っているわけですね。自然状態のままだと他人の権利を侵害しかねない、あるいは自分の権利も十分保障されないので、権利を尊重しようと思う限りは自然状態を出て法的な状態に移行することが義務になる、このようにカントは考えま

す。

しかも、単なる自分の義務というだけではなくて、他人が法的な状態に移行しようとしない、自然状態にとどまろうとするときには、その人を法的な状態へ移行するように強要することも許されるのだとさえ主張します。それはなぜかというと、全ての人はその権利を尊重する義務を負っているのだから、権利を尊重する義務である法的な状態へと移行しないような人がいたら、その人は義務を果たしていないので、その人が義務を果たすように、法的な状態へと移行するように強要することも許されるのだというわけです。これがカントの議論です。

（スライド３０）

しかも、カントは、法的な状態には３種類あるという議論を展開しています。つまり、権利が保障されるような状態である法的な状態が三つあると主張します。一つは国家。国家というのは法的な状態を保障するような状態です。ですが、法的な状態はこれだけではありません。二つ目が諸国家の公法。言葉は難しいですが、国際法、国際公法を考えていただければよいと思います。三つ目がコスモポリタン法です。それは国家間ではなくて国家を超えた個人間の関係とか、国家の外部の個人と国家の関係とか、こういうものを含むものです。法的な状態について、こうした３種類の状態を構想すべきだとカントは言います。

ではなぜカントは、法的な状態イコール国家状態としなかったのでしょうか。その理由を簡単にいうと、国家というのはそれ自体としては中途半端な法的な状態だとカントが考えていたからです。国家だけでは法的な状態は完結しない。国家だけでは権利の保障は完結しないので、さらに国家間の関係とか、国家を超えた個人と国家の関係とかも考えなければならないとカントは考えていました。

（スライド３１）

もう少し詳しく見ておきましょう。国家の位置付けについて、カントは消極的な規定をしています。引用文は若干ややこしいので、下のまとめのところをご覧ください。個人は国家がないと自然状態にいることになります。自然状態

で全ての人が同じ憲法下に入ることをカントは国家状態と呼びますが、同じ国家の中にいると、その個人間は自然状態から法的な状態に移行したと確かにいえる。でも、問題は残る。それは何かというと、国家間の関係という問題です。

国家間の関係の問題が残ると、完全にそれぞれの国家内部の人の権利が保障されるとはいえない。引用の４行目に書いてあるように、人の権利はせいぜい「暫定的」な権利にすぎないということになってしまう。そうだとすると、国家間の関係を規律する法も必要になってくるというわけです。

カントは、国家連合がそれを可能にすると主張しました。国家間の関係を規律する法というものがないと、単にある特定の国家の中だけで権利を保障していたとしても、その権利は暫定的なものにすぎない。例えばある人が、ある領域の中で土地所有権を持っていたとしても、それは暫定的なものにすぎない。他の国との関係では法というものがないので、確定的な権利とはいえない。したがって、権利というものを確定的に保障するためには、単独の国家だけを考えていたのでは不十分だと考えました。このように、国家について消極的な規定をしているのがカントの議論です。

（スライド３２）

以上が、カントの議論における国家の位置付けです。これまでのお話は、難しくてネガティブな議論だったので、ここからは、国家についてもう少しポジティブな捉え方をしてみたいと思います。これからカントから離れていくのですが、国家というものをもう少し積極的な形で捉えてみるとどうなるのかという話をしてみたいと思います。それが割当責任という考え方です。

割当責任という考え方を理解していただくために、全然話が変わるので少し混乱させてしまうかもしれませんが、病院の効果的な診療体制というものを考えてみましょう。病院の効果的な診療体制は何かについて、二つのオプションを対比してみましょう。

一つのオプションでは、全ての医者が全ての患者を診ます。例えば５人の医者が100人の患者を見る場合に、5人の医者が自分の持っているリソースの100分の１ずつを、それぞれの患者に投与して患者を診療していきます。これが一

つ目の全医師診療制という体制です。もう一つのオプションでは、担当医を決めておきます。５人の医者がいるのであれば、1 人の医者が 100 人を診るのではなくて、1 人の医者あたり 20 人の患者を担当します。これが、担当医制度です。

全医師診療制と担当医制のうち、どちらの診療体制が効果的か。通常は後者の担当医制の方が効果的です。１人の医者が 100 分の１ずつの資源を投下して患者の診療に当たるよりも、担当医を割り当てておいた方が、効果的に患者の診療をすることができます。

担当医制では、医者は分業して患者を診療しています。分業という現象は普遍的です。詳しく存じ上げませんが、裁判所でも分業が行われています。それぞれの裁判所に係属している事件について、全裁判官が全事件を担当するということはしていません。確かに、「裁判官全事件担当制」も可能性としてはありえます。それぞれの裁判官が自分のリソースの何百分の１、何千分の１ずつを割いて、全部の事件を担当するというやり方です。ですが、そのやり方では多分うまくいかないので、事件ごとに担当する裁判官を決めておくのが普通です。そうすることで、裁判官の間で分業するわけです。しかも、分業は裁判官の間だけではなく、裁判官と書記官とか事務官との間でも行われています。分業することでうまくいく、効果的に裁判を行うことができる。このような発想を「割当責任」と呼んでいます。

（スライド３３）

割当責任は二つの前提に基づいています。第一に、全ての人が責任を負っているというものです。先ほどの医者の例でいうと、全ての医者は全ての患者に対して診療する責任を負っているということです。これを「普遍的責任」と呼んでおきたいと思います。第二に、普遍的責任を前提としながら、その責任を効果的に果たそうとすると、実は責任を分割して割り当てた方がよいというのが割当責任論の考え方です。全ての医者が全ての患者に対して責任を負っているけれど、その責任を効果的に果たそうとするならば、全ての患者を実際に診療するよりも、あえて責任を分割して割り当てた方が、実は全体として見ると

効果的に責任を果たすことができるというのが割当責任という考え方です。責任の割当というのはどのようなことかというと、大きい責任というのは一人では果たしにくいので、まずはその責任を分割して細かくする。しかも、分割した上でそれぞれの責任について担当者を決めるということです。

（スライド３４）

ちょっと寄り道をしましたが、この割当責任という考え方を国家の位置付けでも生かせないか。そう考えたのが、割当責任国家論です。基本的なロジックは同じです。先ほど、地球上で法的状態を実現する義務を負っている、法的状態移行義務という話をしていました。地球上で全ての人が自由への権利を持っているとすると、それを保障するような政治制度が必要になる、そのような制度に加入することが義務だということでした。このように、法的な状態を地球上で実現する責任を負っているとして、その責任を果たすためにどうすればよいか。その責任を分割して割り当てるというやり方が適切ではないか。責任をまず分割する。地球を各領域に分割した上で、その分割したところに対して、いわば責任者を割り当てる。各領域の統治責任を観念した上で、それを各国政府に割り当てる。こうすることが、単一の世界政府が地球上で法的状態を実現すべく責任を果たすよりも、効果的ではないか。これが、割当責任国家論という考え方です。

現在地球上には、約 200 の国家があります。こうした複数の国家による地球の統治という構造は、もともと普遍的に負っていた責任を効果的に果たすために、それぞれ日本国、米国、中国といった国家に領域を割り当てて、それぞれの統治責任を担わせているものとして構想し、正当化することができるのではないか。これが、割当責任国家論です。

（スライド３５）

しかし、この割当責任国家論に対しては批判があります。ここでは、二つの批判を取り上げておきます。一つは、不公平だという批判です。地球をいくつかの領域に分けた上で、それぞれの担当政府を決めておくとすると、それぞれの国家はそれぞれの担当の領域に対してだけ統治責任を負うのであって、その

外部に対しては責任を負わない。しかし、現状の貧困国と先進国の責任の割当は不公平ではないか。貧しい者の権利保障を貧しい国に割り当てて、富める者の権利保障を富める国に割り当てることを正当化してしまわないか。先進国には貧しい人が相対的に少ないのに、貧しい人が少ない領域に対して豊かな国の政府を割り当てて、貧しい人の割合が 80%を超えるような領域に対して貧しい国の政府を割り当てるのは、極めて不公平ではないか。これが、一つ目の批判です。

もう一つの批判は、破綻国家あるいは失敗国家に関するものです。現状で、割り当てられた領域において、統治責任を果たすことが不可能である、国家の体を成していないような国家・領域というのがあります。シリアとか、ソマリアとか、一時のアフガニスタンとか、ですね。そのような破綻国家では、統治主体として割り当てられた政府が破綻してしまっているので、権利保障を必要とする人々が放置されてしまうのではないか、こうした人々は、権利保障が特に必要なのにもかかわらず、その人たちの権利を放置するようなロジックに、割当責任という考え方はなってしまっているのではないか。これが、二つ目の批判です。

（スライド３６）

でも、そうではないといっておきたいと思います。それはなぜかというと、割当責任のロジックを正確に理解するならば､その批判に応答できるからです。割当責任国家論によれば、国家が正当化され、積極的に位置付けられるとするならば、国家は割り当てられた領域での責任を果たすような存在として位置付けなければならない、ということでした。その前提となっているのは、普遍的責任、つまり全ての人が責任を負っているということです。全ての人に地球上で法的な状態を実現する責任があるけれども、それを効果的に果たすために、その責任を分割して割り当てているというのが、割当責任国家論でした。

この考え方からは、次のようになります。確かに現状の世界は大きな経済的な格差があります。そのような格差は正当化できません。正当化できないということは、つまり、責任を効果的に果たすためには責任の公平な割当が必要に

なるということです。現在の責任の割合が不公平であるならば、国際的な再分配が必要になってくる。先進国は、自分たちが正義の義務を負っているような貧困者が少ないので、その正義の義務を負う貧困者が多い国に対して再分配を行うことが当然ながら要求されるということになります。

第二の批判についても同じです。責任が果たされない破綻国家について、責任を放置すべきだという結論には当然なりません。普遍的責任が前提である以上、責任の再割当が要求されるという結論になるはずです。

もう少し分かりやすくするために、効果的な診療体制の例に戻りましょう。担当医制が導入されて担当医が割り当てられた場合に、担当医自身が病気になって診療できなくなってしまったときには、その患者を放置すべきだという結論には当然なりません。むしろ、担当割りを変更するとか、担当医の予備をあらかじめ決めておくとか、あるいはチーム医療にしておくとか、責任が果たされない場合の備えが要請されるわけです。同じように、ある国家が国家として機能しない場合には、それを補完、補填するような一定の措置が取られるべきだということが、当然ながら要求されるということになります。そうしなければ、それぞれの国家の正統性も確保されないということになるからです。

今までの話をまとめておきます。第１部では、正義の国家主義と地球主義という話をして、その最後に道徳的なコスモポリタニズム、いわゆる人権思想を提示しました。そこで出てきたクエスチョンが、人権理論は世界政府を含意するか、という問いでした。この問いに対して今お話ししたところでは、世界政府でもよいかもしれないけれど、しかし、複数国家の位置付けも積極的になしうる、それぞれの地域の法的条件を実現するような存在として国家を位置付けることができる。ただし、現在のような、あまりに大きなグローバルな格差は許容できないので、責任の公平な割当が必要になってくる。また、破綻国家が存在するような場合には、それを補完するような国際的な体制等が必要になってくる。こういったお話をしていました。

（スライド３７）

残り二つのトピックがあります。それぞれについてエッセンスをお話しして

いきたいと思っています。

どの貧困者を支援する義務を負うか、というのが最初に立てたクエスチョンでした。国家は自国の貧困者を支援する義務を負う、しかし、他国の貧困者を支援する義務も負うというのが、今までの話です。つまり、責任の割当が不公平であるとか、破綻国家が存在しているとき、国家は、自国の貧困者を支援する義務のみならず､他国の貧困者を支援する義務も負うということになります。（スライド３８）

これに関して、割当責任国家論の含意について、間違いやすいので正確に理解していただきたい、大事なポイントがあります。今申し上げていたのは、地球上で法的状態を実現する責任を効果的に果たすために設立されるのが国家だということ、その意味で、国家というのは積極的な位置付けを持ちうるということです。これが一体何を意味しているのか。それを正確に捉えることが重要です。

現在存在している国家はそれぞれの領域において法的な状態を事実として実現しているのだから、それぞれの国家はそれぞれの領域に対して統治権を持っている、あるいは管轄権を持っている、ということはいっていません。むしろ、国家が正統性を持つための条件の議論だったということは確認しておきたいと思います。つまり、国家が正当化されるためには、別の言葉でいうと、国家が正統性を持つためには法的状態を実現することが必要である、それが要求されているというわけです。確かに、現状の世界というのは、複数の地域に分かれていて、それぞれの地域に対してそれぞれの国家がいわば担当している。なぜそのようなことが正当化されるかというと、それは、それぞれの国家の政府が、その領域において、法的な状態を実現しているといえる限りだということになります。だから、逆にいうと、法的な状態を実現しているとはいえないような場合には、それぞれの政府というのは正統性を欠くといわざるをえないということになります。

これが今までの議論です。どうしてそうなるのか。元を正せば、道徳的なコスモポリタニズムの発想、人権理論から出発すると、その人権保障のために、

統治というものが必要・要求されるのだから、その人権を保障しないような法的状態を実現しないような国家は、正統性を持ちえない。こういうことになります。

３　「正しい植民地」

（スライド３９、４０）

以上の話は、取り扱いが難しい問題につながっていきます。それが、次の「正しい植民地」という問題です。「カントと植民地」という問題が昨今注目されています。カントは植民地を批判しました。『永遠平和』や、先ほど挙げていた『人倫の形而上学』で、植民地支配を明示的に批判しています。ただ、カント自身は、実はそれまでは植民地支配を擁護していました。カントがかなり強い人種的な偏見を持っていたことは、彼が残した文章にも表れています。白人の優位性といったことを言っています。この揺れについて、どのように考えたらよいのか。植民地の何が不正かということについて、カントの議論からどのような含意が出てくるのか。これがカント研究者を悩ませた問題であり、今日のお話にも内在的に関係してくる論点です。

（スライド４１）

植民地支配は何が不正か。この問いに対してカントは、手段が不正だと言いました。当時ヨーロッパ諸国が行っていた植民地支配においては、暴力や詐欺が蔓延していた。だから、目的の正義、つまりそこに正しい秩序を作るという目的で植民地支配を行ったとしても、その手段に不正が含まれている。目的の正義によって手段の不正は覆されない。要するに、手段が不正だから植民地支配は不正だと言いました。

ただ、そうすると問題が生じます。では、手段が不正でなかったら、植民地支配は正義に適うといえるのだろうか。例えばある地域で不法状態が蔓延しているとしましょう。その地域において正義を実現しようとして、しかも、正しい手段で、つまり暴力や詐欺なしで、植民地建設を行い、植民地支配を行ったとしたら、それは許されるのだろうか。このようなクエスチョンを立てること

ができます。これが、今お話ししようとしている「正しい植民地」というクエスチョンです。

（スライド４２）

不法が蔓延している状態、自然状態において法的状態を実現すべく植民地を建設する、しかも、手段に不正がない。こういうものを括弧付きの「正しい植民地」と呼んでおくとすると、カントの理論はそれを認めるべきではないかというのがここでのクエスチョンです。

なぜ認めるべきといえるかというと、一つの理由は、法的状態移行義務です。先ほどお話ししたように、自然状態とは人が人の権利を侵害するような状態です。だから、人と人との権利が両立するような法的な状態に移行することが必要であり、それは権利ではなくて義務です。法的状態に移行することは、権利でなくて義務である。それは植民地にする側だけではなくて、植民地にされる側にとっても義務だということに、カントの議論からはなります。なぜかというと、法的な状態においてのみ権利が保障されるからです。人の権利が保障されることが一番重要であり、植民地においてそのことが実現され、しかも、そのプロセスにおいて手段の不正がなければ、正しい植民地はありうるのではないだろうか。

二つ目の理由は、機能主義です。カントの議論は、現在では「機能主義」として理解されています。機能主義というのは、一体どのようなことを意味しているか。カントの議論は、法的な状態を実現するという機能、それが果たされることだけに着目する議論だというのが、機能主義ということの意味です。

機能主義と対立するのが、歴史主義です。現在何をしているか、どのような機能を果たしているかよりも、むしろ歴史的なプロセスが大事だというのが歴史主義です。この対比を前提とした上で、カントの議論は機能主義として位置付けられています。

法的な状態を実現しているということ自体が重要であって、それに至るプロセスは、例えばそれを誰が実現しているかということは、カントの議論では重要ではないのではないか。だから、その領域を支配しているのが、現地の人た

ちであるのか、宗主国であるのか、これは重要ではないのではないか、そこに重要性はなく、あくまでそこで実現されている状態がどのような状態なのか、これが大事だということになります。そうすると、植民地支配のなかにも、正しい植民地支配というのがありうるのではないかということになります。よりよく法的な状態が実現されているのであれば、植民地ではない状態よりも良いということがありうるのではないか。

（スライド４３）

しかも、同じことが国家間の併合についてもいえるのではないか。このように論じられています。国家の併合は禁止されるということを、カントは確かに『永遠平和』の中では言っています。ただ、カントの法的状態移行義務や機能主義からすると、よりよく法的な状態を実現するのであれば、ある国が他の国の領土を一方的に併合することも許容されるのではないか、ある国の一部の領域で大きな人権侵害が生じているとすると、その領域においてよりよく人権を保障することを他の政府ができるような場合には、その一方的な併合が正当化されるのではないか、カントの議論を一貫するならば、そういうべきではないか。

注意すべき事に、ロシアがウクライナのドンバス地方を併合する際に使っているのはこのロジックです。その地域において重大な人権侵害が生じている、その住民を守るために併合すると言っています。

確かに法的状態が実現されないならば、いうまでもなく、一方的な併合は許されません。しかし、法的な状態が実現されるならば、一方的な併合も許されるというロジックになっているのではないか。これが、このカントと併合という問題です。これを一体どう考えればよいのかというのが、現在注目されている問題です。

（スライド４４）

これについて一つ補助線を引いてみましょう。カントの議論と対立する議論にはいろいろありますが、最も重要なものの一つが、ジョン・ロックの議論です。ロックは、カントのような機能主義ではなく、歴史を重視する議論を提示

しました。ジョン・ロックは『統治二論』で、歴史に着目して議論を展開しています。

簡単にそのロジックを追っておくと、まず、自己所有権という発想からロックの議論はスタートします。人は自分の身体に対して所有権を持っている。自分の体は自分のものだ。こうした自己所有権という考え方から出発します。この自己所有権という発想を前提とした上で、自分の体は自分のものなのだから、自分の体を使って労働をして生み出した価値に対しても人は所有権を持つとロックは言います。労働して、例えば土地を耕したら、その土地はその人のものであるし、土地を耕していろいろな作物を植えて、それが実ったとすると、その果実に対しても所有権を持つと言います。

このようにして、自己に対する所有権から物に対する所有権を導き出します。その次に、あの有名な社会契約という話が出てきます。人は所有権を持っているけれども、自然状態ではいろいろな不都合が生じるので、政治社会を作ることに同意して、社会契約を結ぶ。その結果、国家は、人々が土地に対して持っていた所有権の一部を譲り受ける形で、その領域に関する管轄権を持つ。こういう議論です。このような歴史を経ているがゆえに、国家が一定の管轄権を持つ。これがロックの歴史主義と呼ばれる議論です。

（スライド４５）

この議論は、植民地の問題や併合の問題について健全な含意を持ちます。なぜかというと、一方的な植民地支配とか領土の併合が不正だということを簡単に説明できるからです。なぜ簡単に説明できるかというと、土地所有権を持つ個人が同意していないような植民地支配や領土の併合は、不正だといえるからです。歴史的なプロセスにおいて不正があるから、植民地支配や併合は正当化されないといえるわけです。

でも、カントの議論ではそうはいえません。もし、ある国の政府が別の国で、その国の政府よりも適切に法的な状態、権利を実現できるのであれば、カントの議論では、植民地支配とか併合が許容されることになってしまうのではないか、これがカントの植民地の問題です。

（スライド４６～４７）

ロックの歴史主義が抱える問題や、カントの議論に含まれる様々な理論的資源については、時間の関係で飛ばします。

（スライド４８）

では、この問題を一体どう考えればよいのか。ここでは、皆さんにおなじみの実体法と訴訟法の区別というものに訴えて、植民地支配や併合の問題を考えていきたいと思います。

実体法的にいえば、カントの議論に依拠する限り、正しい植民地というのはありうると多分いわざるをえない。国家がまだ存在しないとか、ある国家の人権侵害がひどくて法的な状態を実現されていないという場合に、他の国の政府がその領域において法的な状態を実現するのであれば、それは許容できる。そのような植民地建設や一方的な併合は正しいといわざるをえない。カントの議論からすると、多分そういわざるをえない。だから、正しい植民地というのは、実体法的には存在しうるということになります。

しかし、訴訟法的には、正しい植民地が存在するとはいえない。訴訟法上存在しないというのは、ある植民地が正しいか否かを判断する判定者がいないということです。法的な状態を実現しているか否か、例えば人権侵害が蔓延していて、別の政府の統治の方がより良いか否かを、一体誰が判定するのか。そのような判定者は存在しない。そのため、確かに「正しい植民地」は理念上存在するかもしれないけれども、それを認定するための訴訟手続がないゆえに、正しい植民地というものは現実において認めることが非常に難しい。

（スライド４９）

ここで生じている問題は、自然状態と同じです。自然状態というのは配分的正義がない状態だという話を先ほどしていました。配分的正義とは何かというと、裁判官が実現する正義のことだという話をしましたが、同じ問題がここでも生じています。裁判官が存在していない。不在である。そうであるがゆえに、正しい植民地というものは存在しえない。こういうロジックです。ここで生じているのは、判定者の問題です。現在の状況よりも、植民地支配のほうが法的

状態をより良く実現すると一体誰が判定できるのか。誰が有権的な判定者なのか。有権的な判定者など存在しない状況なのではないか。それがここで問題となっています。

当然のことですが、一方当事者、つまり、これから植民地支配をしようとしているとか、あるいは一方的にある国を併合しようとしているような一方当事者は、判定権を持ちません。当事者だから判定者になれないわけです。しかも、公正な判定者も存在していない以上、法的な状態をよりよく実現すると判定する人がいません。そのため、「正しい植民地」は事実上ない、理念上は理解可能だけれども、事実上は存在しない。こういう説明になります。

ただし、裏返せば、もしそのような判定を行いうるような裁判所があれば、国際司法裁判所をそのような形で改革していくとか、あるいは有権的な権限を持った地球裁判所を構想できるならば、その場合には正しい植民地とか正しい併合というのはありうる。理念的にだけではなく、事実上もありうるものになる。こういうことになります。

（スライド５０）

この話の前提として、現在の状態が法的であるという推定、現状の合法性の推定を入れておくことが理論的には必要だと思います。合法性が推定されるので、現状の変更は基本的に許されない。許されるのは、有権的な判定者がいるときだけである。現在の国際社会において植民地建設を許容するような有権的な判定者がいないので、植民地建設は許されないし、一方的な併合も許されないということになります。

植民地建設に類似するものとして、国際連盟の時代には委任統治のような形態があったのですが、現在においてはそのようなものはない。したがって、現状変更は許されません。しかし、カントの議論からすると、それは単に裁判所が不在だからである。地球裁判所が不在だからである。このようなロジックになっています。

これが具体的な問題に対する一つのインプリケーションです。ここからは、それと関連して、領有権の問題について、どのような問題が現状で議論されて

いるのかということを、簡単に見取図だけお話をしておきたいと思います。

４　領有権という問題

（スライド５１、５２）

領域に対する権利を「領有権」と呼びます。領有権の問題が現在盛んに議論されています。最近のウクライナにおける戦争も一つの契機ですが、以前からの問題でいうと、様々な地域の独立や、先住民族の問題、あるいは国家間の領域紛争など、様々な形で議論されてきました。国家が領域に対して持つ権利というものは、一体どのようにして正当化されうるのだろうか。このような問題が議論されてきました。

議論をするための前提として、領域に関する権利については、三つに区分することが必要です。その三つのうち一つが、いわゆる管轄権です。管轄権というのは、その領域に関して、法を作り、判定、解釈適用し、それを執行する権限のことです。こういう領域の管轄権が一つ。

それとは別に、二つ目として資源の所有権、その領域の中の天然資源の所有権も、この領有権、領域に関する権利の一つとして観念されています。その前提となっているのは、領域に対して国は所有権を持っているということで、ですので、領域の中にある天然資源に対する所有権もあるのではないかという考えです。これに対しては、天然資源に対する国家の所有権を認めないという考え方も実は有力ですが、そういう議論がある。

三つ目は移民の問題、あるいは難民の問題に関わってきますが、ボーダーの問題ですね。ボーダーコントロールの問題です。国境の管理に関して、国家というのは、一体どの程度の権利を持ちうるのか、持たないのか、これが境界管理です。

こういう三つの権利がそれぞれどのような関係に立っているのかということが議論されてきました。かなりいろいろ複雑な議論が展開されてきました。

（スライド５３）

ここでは有力な議論を一つだけ確認しておきます。ロックの議論です。ロッ

クのいう自己所有権から出発して、社会契約を通じて、最終的に国家の領域管轄権を正当化する議論です。単純にいえば、所有権によって管轄権を正当化します。個人の土地所有権が国家に移動して、国家が土地に対する所有権を持っているので管轄権が正当化されるとします。

しかしながら、所有権によって管轄権を正当化するこの議論は、私自身は採用が難しいと考えています。それはロック主義に内在する問題でもあるのですが、所有権と管轄権の関係について、所有権が管轄権を正当化するという関係ではなく、むしろ逆に管轄権が所有権を正当化する、そのような関係として捉えた方が正しいと考えるからです。

（スライド５４、５５）

これに関連して、グロティウスについても一言触れておきます。国際法の父といわれるグロティウスですが、ロックはグロティウスに大きな影響を受けているのですけれども、所有権と管轄権の関係については、ロックとグロティウスは違う主張をしています。

グロティウスは、所有権と管轄権は区別されると言っています。ロックのように、所有権から管轄権が導出されるとは考えていませんでした。それが典型的に現れるのが、海についての議論です。グロティウスは、海というのは誰の所有物でもない、誰の所有権の対象でもないと考えていました。ただし、海の一部に対して、管轄権を持つことがあるとは言っています。つまり、所有権はないけれども、管轄権はありうるということです。

具体的にどのようなことかというと、例えば、海洋交通の安全を図るために灯台を設置することが必要な場合です。灯台を設置するために通行者に税を課すことができる。グロティウスはそのような議論を展開しています。つまり、所有権を持たないとしても、管轄権を持っていて、その管轄権に基づいて通行者に税を課すことができるというロジックを展開しています。刑罰権の考え方等については、ロックとグロティウスは非常に似ているのですが、所有権と管轄権についてはかなり違う話になっています。

このように管轄権と所有権を分けて、管轄権は所有権とは違う理由で正当化

するという議論は、実はカントの議論と親和性が高い議論です。

（スライド５６）

では、今日何回も出てきたカントの議論から管轄権を正当化すると、どのような議論構造になるでしょうか。機能主義からすると、国家が正当化される、あるいは国家が正統性を持つのは、法的な状態を実現する機能を果たすからだということになります。割当責任国家論からすると、地球全体で法的状態を実現するために、地球を各領域に分割して、各領域にその統治者＝国家を割り当てる。このようにして、それぞれの領域の管轄権が、それぞれ国家に対して認められる。このような議論になります。これは、今日の復習ですね。

（スライド５７）

この議論の前提となっている関心は、地球全体をどう管理するかということです。現在問題となっている地球の資源や自然環境等は、人間関係だけに関わる問題ではありません。今ここで何をいおうとしているかというと、法的な状態という概念は、人間の権利をどう保障するかという話でした。ですが、もう少し射程の広い「責任」というものを考えておく必要があるということです。なぜかというと、地球の資源の管理や自然環境の保護を考えるならば、人間の自由への権利というだけでは、もしかしたら説明できないようなものがあるからです。そうすると、地球全体をどう管理するのか、人間も含めて地球全体をどう管理するのか、こういう発想が必要になってくるわけです。それを考えるときにも、カントのロジック、先ほどの割当責任国家論は同じように使えます。地球全体の管理を適切に効果的に行うためには、地球を分割した上で、それぞれの領域に対して政府を割り当てる、こういう発想で説明することができるということです。

この議論がいっていることを、裏から見れば、それぞれの領域に対して国家は権利を持っているわけではないということです。国家が有する管轄権・資源管理権・境界管理権は、人間に対する責任あるいは地球に対する責任から導出されています。こうした責任を適切に果たすために、国家は領域に対する責任を持ち、領域の中で法的な状態を実現する義務を負っている。そのため、この

発想によって、国家の領域に対する権限が正当化されるとすると、国家の境界管理権や資源所有権は無限定なものとはいい難いということになります。

（スライド５８）

国家が持っている入国管理に関する権限は、無規定なものであり、自由裁量だと説明されることが多いのですが、現在、多くの理論家は、そのような議論は正当化ができないと考えるようになっています。なぜそう考えるようになっているかというと、国家の正当化、国家の正統性というものを説明しようとすると、普遍的な責任を果たしているから国家は正当化されるといわざるをえない、そのため、国家が持つ権限は地球上で法的な状態を実現するための手段にすぎないといわざるをえない、というわけです。

ここで、本日の最初の話と今話していた国境管理の話をつなげておきましょう。今日最初に、国家主義と正義の義務の射程について話をして、国家主義と地球主義が対立しているという話をしました。そのどちらのルートをたどっても、国境を前にした人が一定の権利を持つということになります。つまり、国家が持つ権限、入国管理の権限というのは、無制約なものではないということを最後に確認しておきたいと思います。

（スライド５９～６１）

一方で、地球主義を支えている非関係主義からすると、人間は移動の自由を持っている。移動の自由は極めて重要な自由の一つです。人権理論から出発するならば、人権の中に移動の自由も含まれているので、国民以外の人も一定の移動する自由を持つことを認めざるをえなくなります。

他方で、関係主義に立っても、一定の権利をすべての人が持つということがいえます。なぜかというと、現在の移民法制や入国管理制度は、これから入国しようとしている潜在的な入国者に対する強制だからです。強制を行う場合には強制を正当化する義務を負う、これが強制説の発想でした。そのため、関係主義では正当化の義務を負うということになります。正当化の義務を負うということは、つまり、自由裁量は許容されないということです。

（スライド６２）

最後の辺りは時間の都合でかなり端折ってしまって、非常に申し訳なかったのですが、一応、今日のまとめだけさせてください。

「グローバル社会における正義」について、最初に地球の正義と国内の正義の二つに分けた上で、今日は四つの話をさせていただきました。一つは、正義の射程は、国家に限定されないということです。国家主義の二つの前提には瑕疵があるので、国家正義の射程を国家に限定しない地球主義がよいという話を最初にしました。次に、国家というのは、責任の割当によって正当化されるという話をしました。そのため、地球主義を採用したとしても国家が完全に否定されるわけではないという話をしました。それから、現在の地球の不正義は、地球裁判所の不在に由来しているという話をしていました。それが植民地論です。最後に、国家が領域に対して持っているのは、一種の責任であり権利ではないという話をしました。そのため、国家の入国管理に関する権限も、無制限なものとはいいがたいということでした。

今日の各パートの１、２、３、４に対応する参考文献を挙げておきましたので、後半の端折ってしまったところは御参考にしていただければよいかなと思います。私からの話は以上です。ご清聴ありがとうございました。

〔質疑〕

●司会

どうもありがとうございました。そうしましたら、御質問、御意見のある方は挙手をしていただければと思います。

●研究員Ａ

今日は貴重な、興味深いお話をありがとうございます。理解不足だったら申し訳ないのですが、割当責任国家論における割り当てる主体が誰かという、その責任を割り当てるのは誰かというところがちょっと理解できなかったところです。正しい植民地の場面における地球裁判所が存在しないのであれば、その責任割当主体は誰かという、そこの違いについて詳しく教えていただければと思います。

○講師

非常にポイントを突いた御質問をいただき、ありがとうございます。

今日の話を振り返っておきましょう。国家はなぜ正当化されるのか。出発点となるのは、人は人である限り権利を持つという考えです。このように権利を持つ人を同じように遇するためには、世界政府のほうが適切かもしれない。それにもかかわらず、なぜわざわざ地球を複数の国家に分割して統治するのか。これが導きとなるクエスチョンでした。

では、一体どのような存在が責任を割り当てるのか。私の考えでは、本来であれば、地球政府を作った上で、その地球政府が各国政府に対して責任を割り当てることが適切です。地球をいわば一つの大きな連邦として構想し、公正な割当を考えていくことが重要だろうと考えています。今日あるようなグローバルな格差は許容できません。そのため、日本において自治体間の格差を是正するのと同じような手法がやはりどうしても必要になってくると思います。そのため、本来であれば地球政府あるいは地球裁判所が、公正な割当、分配、分業体制についての判断を下すことが必要だろうと思っています。

ただ、もちろん、現在の地球にはそれはないわけです。では、一体どう考えたらよいでしょうか。私の考えでは、現在行われている国家の分業体制というものが正当なものでありうるためには、地球政府あるいは地球裁判所が存在したら実行するような分業体制であるようなものであることが必要だということになります。例えば国家間の援助等について、地球政府があったならば、地球裁判所があったならば、そのような分配をする、割当をするようなものであるだろうといえるような援助を要求することができる。逆にいうと、そのような援助を行わないならば、現在のそれぞれの国家が行っていることは正当なものとは認められないだろう。このような話をしていたということです。

ですので、質問に対するお答えとしては、現在において責任を適切に配分するような、割り当てるような存在は、残念ながら存在しないです。それが存在しない状況で、しかし、それぞれの国がその正統性を主張しようとするのであれば、他国に対する責任を果たすような、公正なグローバル体制、地球の統治

体制というものを想定した上で、それであれば何が求められるのかという観点から行動を行っていく必要があるということです。これでお答えになっていますでしょうか。

●研究員Ａ

おっしゃっていることは分かりますが、ただ、そうなってくると、正しい植民地の場面でも同じようなことがいえるんじゃないかと。地球裁判所があったら、肯定されるようなものであれば許容されるとか、そういう議論にはならないのかというのと、現状維持というのは原則的に許されないという、そことのまた、そういうお話があったと思うんですけれども、そことの関連もちょっと気にはなるところですが、ちょっと時間もあるので、もし簡単に教えていただければという範囲でお願いします。

○講師

とても重要なポイントです。御質問の趣旨を必ずしも正確につかめているわけではないのですけれども、今日お話ししたかったことは、現状が一体どのようなものであれば正当化されうるのかということです。

現在の世界は、冒頭に申し上げたように、私の目から見ると不正が蔓延しています。現在のグローバルな貧困や格差は、どのようにしても正当化することが難しいと思います。では、地球政府や地球裁判所が存在しないような状態で、国家体制を一体どのようなロジックで正当化しうるでしょうか。今日申し上げたのは、国家は割り当てられた責任を果たしている存在だということです。割り当てられた責任は、もともとはそれぞれの人が持っている権利を保障することに由来しています。それぞれの人の権利を保障するような政治体制であることが必要なので、単に国内の問題だけ解決すればよいという話にはなっていない。そういうものとしてのみ国家体制、国際体制というのは正当化しうるのだという話をさせていただきました。

●研究員Ａ

はい。それは伝わっていたと思います。ありがとうございました。

○講師

そうですか。ありがとうございました。

●司会

他はいかがですか。

●研究員B

今日は貴重な御講演をありがとうございました。

今日、正義という言葉が出てきていたのですが、これは、今日例として挙がっていた貧困者というものをイメージすればよいのか、もう少し広い正義をイメージすればよいのか、そこの辺りはどのように考えればよろしいのでしょうか。

お願いいたします。

○講師

正義とは何か。これは非常に大きな問題ですが、グローバルな正義の文脈では、いろいろなことが語られています。一つは貧困の問題ですし、格差の問題もその一つです。あるいは最後に少しだけ話そうとした移民の問題もそうです。人の移動の自由をどうして制限できるのかといったことも正義の問題だと考えられています。あるいは戦争の問題もグローバルの正義の一環です。今日の話と関連付けるとすると、人の権利を侵害するものが不正なものである。逆にいうと、人の権利を保障することが正義だということです。ですから、正義は貧困の問題に限定されるわけではありません。これで御質問に答えたことになっていますでしょうか。

●研究員B

はい。ありがとうございます。ただ、人の権利も、何年か前から文明の衝突みたいにいわれていて、イスラム的な人権の考え方と西洋の考え方とで対立しているところがあると思うのですが、そこの辺りは今回の議論ではどのような整理になるのでしょうか。

○講師

なるほど。確かに人権についてもいろいろな対立がありえます。その対立を解く方法として、いくつか答え方があります。一つは、公式の人権文書に訴え

ます。人権の理解について対立はあるけれども、国際的に承認された人権文書に挙げられた人権のセットがあるので、それに依拠するということです。このような議論が、一方で有力に主張されています。

もう一つは、そちらの方が私の性には合うのですが、人間にとってそもそも何が重要で必要なのかという哲学的な議論に依拠する人権理論です。ただそのときには、おっしゃられたような文化的な相違がもちろんあるので、何を人権に入れ込むかというのは重要な問題として残ります。

これに関して、事前のご質問もいただいていたので、もう一言だけお話ししておきます。何を人権として捉えるのかについて、それぞれの政府がいわばベストプラクティスとして実験的に提示していく。それを他の国の政府が参照していく中で、人類の人権に対する理解が深まっていく。このような見方もあるのではないかと思っています。それぞれの国家は、より良い法的な状態の捉え方、人権の解釈を競合的に提示しあっている。こういう構想を私は持っています。

●研究員Ｂ

どうもありがとうございました。

●司会

先生、本日はどうもありがとうございました。

［了］

本稿は瀧川教授が、令和５年６月２６日、司法研修所で実施された研究会の講演内容に加筆訂正されたものである。なお、本研究は、JSPS 科研費 JP21K01108, 24K04490 の助成を受けている。

グローバル社会における正義

瀧川裕英 tkkw@j.u-tokyo.ac.jp

司法研修所・基盤研究会1

2023.6.26

1

「グローバル社会」とは？

「グローバル社会」の2つの意味

cf. globe=地球

1. 地球という社会 global society

   地球全体を一つの社会として捉えることが可能になった

2. 地球化する社会 globalized society

   地球化によって地域社会local societyが影響を受けている

2

グローバル社会における正義

「グローバル社会における正義」の2つの意味

1. 地球の正義 global justice
   - 地球という社会における正義
   - 貧困、格差、戦争、移民、気候変動、公衆衛生
2. 国内の正義 domestic justice in an age of globalization
   - 地球化によって影響を受ける国内の正義
   - 多様性、移民、難民、社会保障

3

全体の構成

1. グローバルな正義
2. 地球の統治と正義
3. 「正しい植民地」
4. 領有権という問題

4

グローバルな正義

5

世界の子ども

Levels and trends in child mortality 2020 (UNICEF)

5才未満の子どもの死者数

520万人 (2019)

- 1990と比べて、60%の減少
- ただし、多くは回避可能

グローバルな貧困

＊図表を削除しました

7

グローバルな格差

＊図表を削除しました

SDGs

＊図表を削除しました

正義の射程 1

国家主義 statism
- 正義の射程は、国家内部に限定される
- 同じ国民に対して、正義の義務を負う

地球主義 globalism
- 正義の射程は、地球全体に及ぶ
- 地球上のすべての人に対して、正義の義務を負う

正義の射程 2

どの貧困者を支援する義務を負うか？

国家主義
- 貧しい同胞を支援する義務を負う
- 貧しい同胞を支援する義務と貧しい非同胞を支援する義務は、種類・程度の点で異なる

地球主義
- すべての貧困者を平等に支援する義務を負う

国家主義の論理構造

S1 正義の義務は、特定の関係においてのみ生じる
(関係主義)

S2 特定の関係は、国家の内部には存在するが、
地球規模では存在しない　(地球関係の不在)

S3 正義の義務は、国家内部においてのみ生じる　∵S1&S2

関係主義 1

正義の義務は、**特定の関係**においてのみ生じる

特定の関係とは

1. 社会実践に基づく　<実践性>

<>人類の一員である、同じように快苦を感じる

2. 現在すでに存在している　<先行性>

<>将来存在する可能性がある

13

関係主義 2

正義の義務を生じさせる特定の関係とは何か？

1. 社会的協働 social cooperation

社会的協働によって生じた利益について、公正に分配する義務が生じる

2. 強制 coercion

強制する者は、強制の対象者に対して、正当化の義務を負う

14

国家主義を否定する2つの方法

1. 関係主義(S1)を否定する

正義の義務は、特定の関係がなくても生じる

2. 地球関係の不在(S2)を否定する

特定の関係は、地球規模でも存在する

15

地球規模の関係の存在

正義の義務を生じさせるような特定の関係は、地球規模で存在している

→どのような関係？

1. 過去の植民地支配

2a. 現在の協働関係

2b. 現在の強制関係

16

過去の関係―植民地支配と貧困

＊図表を削除しました

17

現在の関係

1. 協働関係

グローバルな経済関係

2. 強制関係

- 不公正な国際貿易体制
- 貧困原因としての政治腐敗(資源特権、借款特権)

18

非関係主義

正義の義務は、特定の関係がなくても生じる

なぜか？

社会実践に基づく関係が現在すでに存在していない者に対しても、正義の義務を負う

人権は、人が人であるがゆえにもつ権利であり、それに相関する義務は、特定の関係がなくても生じる

19

道徳的コスモポリタニズム

非関係主義の前提

1. 個人主義

道徳的関心の究極的単位は国家や共同体ではなく個人である

2. 普遍性

万人が平等に道徳的関心の究極的単位となる

20

国家主義の論理構造　(再掲)

S1 正義の義務は、特定の関係においてのみ生じる
　(関係主義)
S2 特定の関係は、国家の内部には存在するが、
　地球規模では存在しない　(地球関係の不在)
S3 正義の義務は、国家内部においてのみ生じる　∵S1&S2

→S1、S2ともに擁護できない

21

二つのコスモポリタニズム

道徳的コスモポリタニズム
万人が平等に道徳的関心の究極的単位となる

政治的コスモポリタニズム
主権国家を超越した世界政府が要請される

道徳的コスモポリタニズムは、政治的コスモポリタニズムを含意するか？　≒　人権理論は世界政府を要請するか？

22

地球の統治と国家

23

カントの法論

イマヌエル・カント
『人倫の形而上学』1797
「法論」・「徳論」

公理系としての法理論

24

法(権利)の公理

「自由（他者の強制する選択意思からの独立）は、それが他の全ての人の自由と普遍的法則に従って両立できる限りで、人間性によって帰属する唯一の根源的な権利である」(VI. 237)

人は自由への権利を持つ

→自由への権利を尊重する義務を、人は負う

25

根源的土地共同体

「根源的土地共同体」(VI. 251)

人類は地球という球体(globus)に閉じ込められており、「根源的に一つの土地共同体に属している」(VI. 352)

→人間は相互に自由を侵害しかねない

26

法的状態

自然状態

「法的でない状態、つまり配分的正義を欠く状態」

配分的正義＝裁判官がもたらす正義

「暴力行為と、権力による外的立法がない限り互いに攻撃しあう悪意が、人間の格率である」(VI.312)

法的状態

「だれもが自分の権利にあずかることを唯一可能にする諸条件を含む人間相互の関係」である(VI.306)

27

公法の公準

「他のすべての人々と互いに隣り合う関係が避けられないのだから、自然状態から出て法的状態へ、つまり配分的正義の状態へと移行すべきである」とする(VI. 307)

法の公理(自由への権利)

＋根源的土地共同体

→公法の公準(法的状態移行義務)

28

法的状態移行義務

人間は「国家状態に入らなければならない」

「この状態[＝自然状態]を出て法的状態へ入るように、だれもが他人に強要することが許される」(VI. 312)

- 法的状態に移行することは、権利ではなく義務である
- 自らの義務であるだけではなく、移行を他人に強要することも許される

29

3つの法的状態

法的状態＝「だれもが自分の権利にあずかることを唯一可能にする諸条件を含む人間相互の関係」

1. 国家状態
2. 諸国家の公法
3. コスモポリタン法

30

国家の位置付け: 消極的

諸国家の公法について

「諸人民の自然状態は、諸個人の自然状態と同じく、法的状態に入るために抜け出すべき状態である。したがって、法的状態に入る前には、諸人民のすべての権利と、戦争によって国家が取得し保持するすべての外的な私のもの・あなたのものは、<暫定的>でしかなく、（一人民が国家になる連合と類比的な）普遍的な<国家連合>においてのみ、<確定的>と認められ、真の平和状態が成立する」(VI. 350)

諸個人の自然状態→国家状態

諸人民(諸国家)の自然状態→国家連合

31

国家の位置付け: 積極的

割当責任論

効果的な診療体制は？

- 全医師診療制
- 担当医制

効果的な裁判体制は？

- 全裁判官全事件担当制
- 担当裁判官制

32

割当責任論

①普遍的責任
　全ての人が責任を負う
②責任の割当
　その責任を効果的に果たすために責任を割り当てる

責任の割当(広義)
a. 責任の分割
b. 担当者の設定＝責任の割当(狭義)

割当責任国家論

①普遍的責任
　地球上で法的状態を実現する責任を負う

その責任を効果的に果たすために、
②a 責任の分割
　地球を各領域に分割する
②b 担当者の設定
　各領域の統治責任を各政府に割り当てる

34

割当責任国家論への批判

1. 貧しき者の権利保障を貧しき国家に、富める者の権利保障を富める国家に割り当てるのは**不公平**

2. **破綻国家**では責任を果たすものがいないため、権利保障が必要な人々が放置される

35

割当責任国家論からの応答

①普遍的責任
　全ての人が責任を負う
②責任の割当
　その責任を効果的に果たすために責任を割り当てる

1. 責任を効果的に果たすためには、**責任の公平な割当**が要求される
＝国際的な再分配としての国際援助
2. 責任が果たされない破綻国家では、**責任の再割当**が行なわれる
ex. 担当割の変更、担当者の予備、チーム担当

36

正義の射程

どの貧困者を支援する義務を負うか？

国家は自国の貧困者を支援する義務を負う
しかし、他国の貧困者を支援する義務も負いうる
1. 責任の割当が不公平であるとき
2. 破綻国家が存在しているとき

37

割当責任国家論の含意

地球上で法的状態を実現する責任を効果的に果たすために、
設立されるのが国家である

× 国家は法的状態を事実として実現する
○ 国家が正統性を持つ(＝国家が正当化される)ためには、
法的状態を実現することが必要である

38

「正しい植民地」

39

カントと植民地

1795『永遠平和』
1797『人倫の形而上学』
ヨーロッパ諸国による植民地支配を批判

だが、1780sまでは植民地支配を擁護
しかも、強い人種的偏見

40

植民地支配の不正

植民地支配は何が不正か？

→カント: 手段が不正である　ex. 暴力、詐欺…

　目的の正義によって手段の不正は覆されない

では、手段が不正でない植民地支配はどうか？

不法状態が蔓延する地域を正義に適った手段によって植民地支配することは許されるか？

41

正しい植民地？

カントは「正しい植民地」を認めるべきではないか？

1. 法的状態移行義務

自然状態から法的状態に移行することは、権利ではなく義務である

植民する側だけではなく植民される側にとっても義務である

∵　法的状態においてのみ、権利が保障されるから

2. 機能主義

重要なのは、法的状態を実現するという機能を果たすことである

だれがその機能を果たすかは、重要ではない

42

正しい併合？

国家の併合の禁止『永遠平和』

「独立して存続しているいかなる国家も、相続・交換・買収・贈与によって、他の国家に所有されるべきではない」(VIII. 344)

法的状態をよりよく実現する国家が他国の領土を一方的に併合することは許容されるか？

43

ロックの歴史主義

ジョン・ロック『統治二論』

1. 自己所有権

　人は自らの身体に対して所有権を持つ

2. 物に対する所有権

　自らの労働を混ぜ合わせた物に対しても所有権を持つ

3. 社会契約

　自然状態で人は、政治社会を作ることに同意する

→国家は領域管轄権を持つ

44

ロックの歴史主義の含意

機能ではなく歴史(所有権の取得、社会契約)を重視する

一方的な植民地支配や領土の併合は不正である

∵　土地所有権を持つ個人が同意していない

ロックの歴史主義の問題点

1. 所有権の制約

所有権は無制限ではなく、制約がある

　a. 腐敗の制約

　b. 十分性の制約

2. 所有権と管轄権の区別

土地所有権に管轄権は含まれるのか？

むしろ、管轄権によって土地所有権が正当化されるのではないか？

カントの理論的資源

植民地建設や併合が不正であることを、理論内在的に説明できるか？

1. 国家の道徳的人格性
2. 人民の集団的自律
3. 実体法と訴訟法の区別

実体法と訴訟法の区別

実体法

「正しい植民地」や「正しい併合」は正当化される

「正しい」＝法的状態を実現する＝権利を保障する

訴訟法

「正しい」か否かを誰が判定するのか？

←裁判官の不在

判定者問題

現在の状態より植民地支配のほうが法的状態をよりよく実現するとだれが判定するのか？

一方当事者は判定権を持たない

公正な判定者が存在しない以上、「法的状態をよりよく実現する」という判定ができない→「正しい植民地」は事実上ない

ただし、そのような判定を行いうる**地球裁判所**が存在するならば、「正しい植民地」や「正しい併合」はありうる

法的であることの推定

ある領域の現在の状態は法的であると推定される

→現状変更は、原則的に、許されない

一方的な判定で、推定を覆すことは許されない

推定を覆すためには、第三者による判定が必要

領有権という問題

領有権の概念

領有権とは何か？

領有権／領域に関する権利 territorial rights

1. 領域管轄権
2. 資源所有権←領域所有権
3. 境界管理権

これら三つの権利は、どのような関係にあるか？

所有権による管轄権の正当化？

ロックの歴史主義

1. 個人の自己所有権
2. 個人の土地所有権
3. 国家の領域管轄権

ロック主義の欠点

- むしろ管轄権によって所有権が正当化されるのではないか？
- 労働によって、果実所有権のみならずルール設定権も獲得するといえるか？
- 適切な管轄権の行使のために、所有権は必要でも十分でもない

53

管轄権と所有権

グロティウス『戦争と平和の法』

管轄権と所有権は区別される

1. 海に対して誰も所有権を持たない
2. 海の一部について管轄権を持つことができる

海洋交通の安全のために灯台を設置すべく、通行者に税を課すことは許される

→管轄権は所有権に基づかない

54

国家の身体としての領域？

領域は国家の所有物ではない

→領域は国家の身体である

- 譲渡できない→一方的併合は許されない
- 排他的利用権を持つ
- 統合性を保護すべき

だが、領域は身体とは異なる

- 領域は譲渡できる

人は身体に対して、所有権ではなく利用権を持つ

55

領域管轄権の割当

カント主義の管轄権論

1. 機能主義

国家の正統性は、法的状態を実現するという機能を果たすことにある　<>歴史的経緯

2. 割当責任国家論

地球全体で法的状態を実現するために、地球を各領域に分割して、各領域にそれぞれの統治者＝国家を割り当てる

56

地球管理責任

法的状態に直接関わらない地球の資源・自然環境をどうすべうか？

地球の資源・自然環境の管理責任 global stewardship

エクメーネ(居住地域)だけではなくアネクメーネに(非居住地域)ついても、管理者を指定する

地球管理責任は、時間的に延長された法的状態を実現する義務である

57

境界管理権

国家は、領域への責任を持ち、領域内で法的状態を実現する義務を負う

→限定的な状況では、境界を管理する必要がある

＝境界管理権は無限定ではない

→境界を前にした者は、境界管轄権を限界付ける権利を持つ

58

宿屋の義務

カントのコスモポリタンな権利
- 訪問権のみ、定住権は含まない
- 友好の条件である、客人の権利ではない

『学説彙纂』

宿屋は短期旅行者を受け入れる義務を負う cf. 旅館業法第5条
- 長期旅行者を滞在させる義務は負わない
- 宿屋は、公的な任務の遂行者である

→国家は、公的な(＝地球規模の課題に関する)任務の遂行者である

59

国境での権利

訪問権に限定されるべきか？

しかも限定された訪問権
- 退去させられた人の身の破滅にならない限り退去させることができる

国家の正統性は、法的状態の実現という機能を果たすこと

→受入国の人々の自由と両立する限り、国境を越えた移動の自由は認められるべき。難民だけではなく。

60

国境での権利の正当化論

1. 非関係主義
   人は移動する自由への権利を持つ
2. 関係主義(強制説)
   移民法制・入国管理制度は他国民に対する強制である
   →正当化の義務を負う

まとめ

グローバル社会における正義
- 地球の正義
- 国内の正義

正義の射程は国家に限定されない(地球主義)

国家は、責任の割当によって正当化される(割当責任国家論)

地球の不正義は、地球裁判所の不在に由来する(植民地論)

国家が領域に対して持つのは、権利ではなく責任である(領有権論)

参考文献

全体について

『国家の哲学――政治的責務から地球共和国へ』東京大学出版会、2017年

各パートについて

1. 「正義の宇宙主義から見た地球の正義」宇佐美誠編『グローバルな正義』（勁草書房、2014年）, pp. 81-101.
2. 「神は国境を引くか？」『論究ジュリスト』夏号22号（有斐閣、2017年）, pp. 71-77.
3. 「カントと「正しい植民地」」『法の理論 40』（成文堂、2021年）, pp. 47-77.
4. 「領域への責任と国境での権利」『国家学会雑誌』(2024年予定)

Thank You!